

令和４年４月２６日

（お知らせ）

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

＜宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表＞

環境省東北地方環境事務所は、本日、株式会社イトウ建材店に対して指名停止措置を行いました。 詳細は別紙のとおりです。

＜問い合わせ先＞

環境省東北地方環境事務所 総務課

総務課長：杉山 徹、課長補佐：家老芳明

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社イトウ建材店	秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下 7 4 - 1 0

2 指名停止措置期間：

令和 4 年 4 月 2 6 日～令和 4 年 7 月 2 5 日（3 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲：

東北地方環境事務所管内

4 事 実 概 要：

令和 4 年 3 月 2 日、株式会社イトウ建材店会長が、秋田県鹿角市の発注の工事の入札において、前鹿角市長から教えられた工事価格を基に工事を落札し、入札の公正を妨げたとして、公契約関係競争入札妨害の疑いで秋田県警により逮捕された。

5 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表 2 第 1 0 号に該当する。

○工事請負契約に係る指名停止等措置要領 別表第2 ー 抜粋 ー

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 1 0．他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 12 号に掲げる場合を除く。）。 	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヶ月以上 12 ヶ月以内